

## 浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

2016年10月21日

当社は、本日、原子炉等規制法(※1)に基づき、原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)(※2)の変更認可申請書を原子力規制委員会に提出しましたので、お知らせします。  
今後、原子力規制委員会による審査を受けてまいります。

### 変更内容

#### 施設の移設に伴う運用の変更

運転員が常駐して対応することが要求される施設を廃止措置中の1,2号機に設置していたため、3号機の運転員1名を1,2号機の中央制御室に常時確保し対応操作をおこなうこととしていましたが、当該施設を3号機に移設したことに伴い、3号機の運転員1名を1,2号機の中央制御室に常時確保する運用を廃止します。

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」とい  
い、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を  
防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- ※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転およ  
び廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子  
力規制委員会の認可を受ける規定です。

以上